

【環境特別委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願2種類4件のうち、1種類3件を採択した。

〔決議〕

11月19日、本特別委員会は、12月に京都で開催される気候変動枠組条約第3回締約国会議に向けて、地球温暖化防止の国際的・国内的取組の推進に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

11月5日、公害及び環境保全対策の樹立に関し質疑が行われ、地球温暖化対策、愛知万博と環境保全対策などの問題が取り上げられた。

また、11月19日の調査は、地球温暖化対策、ダイオキシン及びホルモン様化学物質、環境教育の推進などの問題が取り上げられ、質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成9年9月29日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年11月5日（水）（第2回）

○地球温暖化防止京都会議に向けた国際交渉の状況について政府委員から報告を聴いた。

○地球温暖化対策に関する件、愛知万博と環境保全対策に関する件等について大木環境庁長官、政府委員、外務省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成9年11月19日（水）（第3回）

○地球温暖化対策に関する件、ダイオキシン及びホルモン様化学物質問題に関する件、環境教育の推進に関する件等について大木環境庁長官、政府委員、通商産業省、経済企画庁、資源エネルギー庁、外務省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○地球温暖化防止の国際的・国内的取組の推進に関する決議を行った。

○平成9年12月12日（金）（第4回）

- 請願第627号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1360号を審査した。
- 公害及び環境保全対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

（3）委員会決議

—— 地球温暖化防止の国際的・国内的取組の推進に関する決議 ——

今や、地球環境問題は、人類の生存基盤を脅かす重大な問題となっている。特に、地球の温暖化は、このまま進行すれば、世界的に、海面上昇による低地の水没、また、洪水、干ばつや疫病の発生が心配され、我が国でも健康や農産物への影響が避けられないと予測されている。地球環境を保全し、将来の世代に美しい地球を残すことは、人類共通の課題であるとともに、今日の国際政治の重要なテーマであり、同時に、本委員会に課せられた重大な責務である。

よって政府は、本年12月に京都で開催される気候変動枠組条約第3回締約国会議において、地球に生きる未来世代に負担を先送りすることなく、2000年以降の温室効果ガスの排出削減の数量目標等について、積極的な取組への国際合意がなされるよう、議長国としてのリーダーシップを遺憾なく発揮すべきである。

また、京都議定書等を踏まえ、地球温暖化防止のための法制度を整備するに当たっては、問題の深刻さ等を十分認識して、勇気と決断をもって、現在の社会経済システムを早急に見直して、長期的、継続的な温室効果ガスの排出削減を着実に推進し、環境基本法に規定する持続的発展が可能な社会の構築に向けて、各界挙げて取り組むこととすべきである。

さらに、先進国による温室効果ガスの排出削減に加え、今後、温室効果ガス排出量の増大が見込まれる途上国に対して、早期に排出抑制・削減に参加するよう、環境教育、技術、資金等の面でできる限りの支援・協力を行うべきである。

右決議する。